

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月1日
【四半期会計期間】	第14期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長C E O 中富 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役C F O兼管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役C F O兼管理部長 西山 達男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期 累計期間	第14期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第14期 第3四半期 会計期間	第13期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (千円)	285,443	98,740	134,399	59,200	353,648
経常損失 (千円)	435,563	370,830	145,473	87,914	523,742
四半期（当期）純損失 (千円)	435,746	372,674	146,107	88,548	524,480
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	2,667,589	2,691,719	2,667,589
発行済株式総数 (株)	—	—	127,079	128,579	127,079
純資産額 (千円)	—	—	1,547,026	1,136,592	1,458,242
総資産額 (千円)	—	—	1,633,700	1,242,672	1,529,327
1株当たり純資産額 (円)	—	—	12,173.74	8,818.14	11,475.09
1株当たり四半期（当 期）純損失金額 (円)	3,503.63	2,924.91	1,149.73	691.35	4,194.57
潜在株式調整後1株当た り四半期（当期）純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	94.7	91.2	95.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△409,560	△379,341	—	—	△456,620
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,763	△8,065	—	—	△3,998
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	74,993	97,366	—	—	74,993
現金及び現金同等物の四 半期末（期末）残高 (千円)	—	—	1,416,297	1,078,961	1,369,002
従業員数 (名)	—	—	28	27	28

（注）1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な会計指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益について、四半期（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 第13期は、Debiopharm S.A.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入、並びにOrient Europharma Co., Ltd.からの治験用製剤収入及びマイルストーン収入等により、353,648千円の売上高を計上しましたが、研究開発を積極的に推進し、研究開発費295,594千円を計上したこと等により、523,742千円の経常損失を計上しました。

5 第13期第3四半期会計期間はDebiopharm S.A.からのダハプラチン誘導体ミセルの治験用製剤収入及びライセンス契約に基づくマイルストーン収入並びにOrient Europharma Co., Ltd.からのライセンス契約に基づくマイルストーン収入等により、134,399千円の売上を計上しましたが、売上原価164,890千円及び研究開発費34,791千円を計上したこと等により、145,473千円の経常損失を計上しました。

6 第14期第3四半期会計期間はDebiopharm S.A.からのダハプラチン誘導体ミセルの治験用製剤収入等により、59,200千円の売上を計上しましたが、研究開発費58,293千円を計上したこと等により、87,914千円の経常損失を計上しました。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（名）	27（5）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

販売高（千円）	前年同四半期比（％）
59,200	△56.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主要な輸出先及び輸出販売高及び割合は、次のとおりであります。

なお、（ ）内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります。

輸出先	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
ヨーロッパ	100,899	76.4	27,500	99.3
アジア	31,250	23.6	200	0.7
合計	132,149 (98.3%)	100.0	27,700 (46.8%)	100.0

3. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
Debiopharm S.A.	100,899	75.1	27,500	46.5
A社	—	—	15,000	25.3
B社	—	—	12,500	21.1
Orient Europharma Co., Ltd.	31,250	23.2	200	0.3

4. Debiopharm S.A.に対する販売高は治験用製剤収入及びライセンス契約に基づくマイルストーン収入であります。

5. A社及びB社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

6. A社に対する販売高は、評価用製剤の売上収入であります。

7. B社に対する販売高は、当社保有の知的財産権の同社への再実施許諾によるライセンス収入であります。

8. Orient Europharma Co., Ltd.に対する販売高はライセンス契約に基づくマイルストーン収入及び治験用製剤収入であります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結または決定した重要な契約は次のとおりであります。

①独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成21年12月8日)	平成21年12月8日から、 対象特許の全てが効力を 失う日まで。	① 国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOは、その所有する特許「静電結合型ミセル薬剤担体とその薬剤」他1件の発明につき、平成18年7月31日付で当社と「独占ライセンス契約」(原契約)を締結し、再実施許諾権付きの独占実施権を内包物を限定して当社に許諾している。 ② 国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOは、上記原契約の範囲に含まれていない当該特許及び発明の遺伝子治療分野における独占実施権を、内包物を限定して当社に許諾する。また、原契約に含まれていない3発明を新たに実施許諾の対象に加えるものとする。 ③ 当社は、実施権の対価として、正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を支払う。当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 ④ 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

②独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学、 株式会社東京大学TLO 及び日油株式会社 (平成21年12月8日)	平成21年12月8日から、 対象特許の全てが効力を 失う日まで。	① 当社は、国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOから独占的实施権を許諾された「静電結合型ミセル薬剤担体とその薬剤」他4発明につき、内包物及び地域を限定して遺伝子治療分野における再実施を日油株式会社に許諾する。 ② 日油株式会社は、再実施権の対価として、株式会社東京大学TLO及び当社に対してそれぞれ、一定額の一時金及び、正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を支払う。 ③ 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO、当社及び日油株式会社が別途合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間において、当社は、パイプラインの拡充、共同研究、ライセンス、資金調達等に取り組んでまいりました。

事業面では、主要パイプラインの一つであるがん治療薬パクリタキセルミセル（NK105）は、ライセンス先の日本化薬株式会社により臨床第二相試験が進行中です。シスプラチン誘導体ミセル（ナノプラチン®（NC-6004））は、ライセンス先かつ共同開発会社であるOrient Europharma Co., Ltd.とともに臨床第一相／第二相試験を実施しております。また、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につきましても、ライセンス先のDebiopharm S.A.により、欧州にて臨床第一相試験を実施中です。

その他の活動につきましては、平成21年11月、放出持続型ドセタキセルDDS製剤の開発に成功し、製薬会社等への導出に向けた活動を開始しております。また、平成21年12月には、国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOと遺伝子治療分野における独占ライセンス契約を締結し、さらに日油株式会社へ同分野におけるライセンス契約を締結いたしました。

資金調達に関しましては、主要パイプラインの臨床試験費用並びに新規開発パイプライン候補の非臨床試験推進等のための資金調達を目的として、平成21年10月15日付で、第三者割当により第6回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の発行を行いました。平成21年12月末現在で、当該新株予約権のうち1,500個（1,500株）が行使され、44,119千円を調達しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高はDebiopharm S.A.からのNC-4016の治験用製剤収入等により59,200千円（前第3四半期会計期間比56.0%減）、営業損失は諸経費を極力節減しながら研究開発投資を行ったこと等により86,766千円（前第3四半期営業損失145,257千円）、経常損失は87,914千円（前第3四半期経常損失145,473千円）、四半期純損失は88,548千円（前第3四半期四半期純損失146,107千円）となりました。

財政状態につきましては、当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ286,655千円減少し、1,242,672千円となりました。これは主に現金及び預金の減少によるものです。負債につきましては、前事業年度末に比べ34,995千円増加し、106,080千円となりました。これは主に預り金の増加等によるものです。純資産合計につきましては、前事業年度末に比べ321,650千円減少し、1,136,592千円となりました。これは主に、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少が、当第3四半期会計期間における新株予約権行使に伴う資本金及び資本剰余金の増加を上回ったことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、第2四半期会計期間末に比べ27,754千円減少し、1,078,961千円となりました。当第3四半期会計期間のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発費の支出等による税引前四半期純損失87,943千円、売上債権の増額28,285千円等の資金減少要因が、減価償却費4,109千円等の資金増加要因を上回り、123,939千円の減少（前第3四半期会計期間は91,820千円の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に研究・分析機器の拡充に伴う有形固定資産の取得による支出1,181千円を計上したことにより、1,181千円の減少（前第3四半期会計期間は8千円の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、第6回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の行使に伴う新株発行による収入44,119千円及び新株予約権出資金相当額の預りによる収入50,336千円を計上したこと等により、97,366千円の増加（前第3四半期会計期間は財務活動なし）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発費の総額は58,293千円であり、売上高比率の98.5%を占めております。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	491,852
計	491,852

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成21年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成22年2月1日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	128,579	128,579	東京証券取引所 （マザーズ）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	128,579	128,579	—	—

（注）提出日現在の発行数には、本四半期報告書提出日の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権 （平成14年1月17日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,430
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から 平成23年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は認定支援者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は認定支援者との間で締結する「新株引受権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年1月21日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年8月1日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年10月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年2月12日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年 5月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年 7月26日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	690
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年12月13日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	110
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年7月19日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年9月20日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年10月17日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	550
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,316.1
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,316.1 資本組入額 21,658.1
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,337.0
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,337.0 資本組入額 33,668.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,337.0
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,337.0 資本組入額 33,668.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年6月19日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,337.0
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,337.0 資本組入額 33,668.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成19年5月14日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,225
新株予約権の行使期間	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,225 資本組入額 22,113
新株予約権の行使の条件	被付与者が監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った 場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成21年9月29日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	28,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,500

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 行使価額及び本新株予約権の払込価額(1個当 たり97円)の合計額 資本組入額 発行価格の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は不可
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、各行使日において、行使価額は各行使日前日の当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の92%に相当する価額に修正されます。
ただし、以下のとおり上限行使価額及び下限行使価額を設定しており、この範囲内で修正が行われます。
上限行使価額 47,250円
下限行使価額 31,500円
3. 当社は、本新株予約権の保有者Japan Equity Value LTD.(割当先)との間で以下の内容につき合意しております。
- 当社は、当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)が2連続取引日において当初行使価額の115%以上になった場合、当該事由の発生した当日において割当先に対し本新株予約権の行使を通知して要請することができる。
 - 当社からかかる通知があった場合には、割当先はかかる通知の翌取引日に本新株予約権を行使するものとする。
 - 行使価額は、かかる通知の翌取引日前日における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の92%に相当する金額とする。
 - 行使すべき数量は、かかる通知の翌取引日に先立つ5取引日の平均取引高の10%以上に相当する数量とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日 (注)	1,500	128,579	24,129	2,691,719	24,129	2,672,932

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

（６）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 127,079	127,079	（注）
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	127,079	—	—
総株主の議決権	—	127,079	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が46株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数46個が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
最高（円）	15,000	18,000	19,790	23,250	19,580	45,850	39,450	33,900	30,750
最低（円）	12,710	12,710	15,010	16,530	17,660	18,020	30,100	19,300	25,750

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	624,279	914,865
売掛金	60,775	43,277
有価証券	454,682	454,136
原材料	7,085	11,431
その他	22,677	26,044
流動資産合計	1,169,498	1,449,755
固定資産		
有形固定資産	※ 25,128	※ 29,217
無形固定資産	36,722	38,225
投資その他の資産	11,323	12,128
固定資産合計	73,174	79,572
資産合計	1,242,672	1,529,327
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,143	8,537
未払法人税等	4,607	7,954
その他	93,329	54,593
流動負債合計	106,080	71,085
負債合計	106,080	71,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,691,719	2,667,589
資本剰余金	2,672,932	2,648,802
利益剰余金	△4,230,823	△3,858,149
株主資本合計	1,133,827	1,458,242
新株予約権	2,764	—
純資産合計	1,136,592	1,458,242
負債純資産合計	1,242,672	1,529,327

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	285,443	98,740
売上原価	206,155	47,465
売上総利益	79,288	51,274
販売費及び一般管理費	※ 520,591	※ 420,486
営業損失(△)	△441,302	△369,211
営業外収益		
受取利息	5,648	2,376
その他	1,530	61
営業外収益合計	7,178	2,438
営業外費用		
株式交付費	567	—
新株予約権発行費	—	3,994
為替差損	872	63
営業外費用合計	1,439	4,057
経常損失(△)	△435,563	△370,830
特別利益		
固定資産売却益	1,661	—
特別利益合計	1,661	—
特別損失		
固定資産除却損	29	28
特別損失合計	29	28
税引前四半期純損失(△)	△433,931	△370,859
法人税、住民税及び事業税	1,815	1,815
法人税等合計	1,815	1,815
四半期純損失(△)	△435,746	△372,674

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	134,399	59,200
売上原価	164,890	13,105
売上総利益又は売上総損失(△)	△30,490	46,094
販売費及び一般管理費	※ 114,766	※ 132,861
営業損失(△)	△145,257	△86,766
営業外収益		
受取利息	1,540	590
その他	6	—
営業外収益合計	1,547	590
営業外費用		
新株予約権発行費	—	1,708
為替差損	1,762	29
営業外費用合計	1,762	1,737
経常損失(△)	△145,473	△87,914
特別損失		
固定資産除却損	29	28
特別損失合計	29	28
税引前四半期純損失(△)	△145,502	△87,943
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
四半期純損失(△)	△146,107	△88,548

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失 (△)	△433,931	△370,859
減価償却費	12,144	12,202
受取利息及び受取配当金	△5,648	△2,376
固定資産除売却損益 (△は益)	△1,632	28
売上債権の増減額 (△は増加)	△77,237	△17,497
たな卸資産の増減額 (△は増加)	108,538	4,345
未収消費税等の増減額 (△は増加)	5,353	5,113
前払費用の増減額 (△は増加)	30,144	△2,566
買掛金の増減額 (△は減少)	△1,782	△393
未払金の増減額 (△は減少)	△59,516	△9,675
未払費用の増減額 (△は減少)	△6,320	△3,105
預り金の増減額 (△は減少)	21,654	2,435
その他	△4,555	3,050
小計	△412,789	△379,298
利息及び配当金の受取額	5,648	2,376
法人税等の支払額	△2,420	△2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	△409,560	△379,341
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,735	△2,435
無形固定資産の取得による支出	△1,500	△5,650
その他	471	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,763	△8,065
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	74,993	44,119
新株予約権の発行による収入	—	2,910
新株予約権出資金相当額の預りによる収入	—	50,336
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,993	97,366
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△338,330	△290,041
現金及び現金同等物の期首残高	1,754,627	1,369,002
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,416,297	※ 1,078,961

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、262,440千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額 161,562千円が含まれております。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、258,409千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額 162,561千円が含まれております。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給与手当・報酬 114,237千円	給与手当・報酬 107,596千円
研究開発費 258,799千円	研究開発費 179,136千円
顧問料 34,858千円	顧問料 32,048千円

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給与手当・報酬 38,149千円	給与手当・報酬 35,730千円
研究開発費 34,791千円	研究開発費 58,293千円
顧問料 10,248千円	顧問料 7,107千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおり であります。	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおり であります。
(平成20年12月31日現在)	(平成21年12月31日現在)
現金及び預金 962,537千円	現金及び預金 624,279千円
有価証券(MMF)勘定 453,759千円	有価証券(MMF)勘定 454,682千円
現金及び現金同等物 1,416,297千円	現金及び現金同等物 1,078,961千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	128,579

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の名称	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 会計期間末残高 (千円)
第6回新株予約権	普通株式	28,500	2,764
合計	—	28,500	2,764

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年10月15日付で第三者割当による第6回新株予約権の発行を行っております。当第3四半期会計期間における当該新株予約権の行使請求に伴う新株式1,500株の発行により、当第3四半期会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ、24,129千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が2,691,719千円、資本準備金が2,672,932千円となっております。

(有価証券関係)

前事業年度末に比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

前第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 8,818.14円	1株当たり純資産額 11,475.09円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3,503.63円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 2,924.91円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	435,746	372,674
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	435,746	372,674
期中平均株式数(株)	124,369	127,413
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1,149.73円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 691.35円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	146,107	88,548
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	146,107	88,548
期中平均株式数(株)	127,079	128,080
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月1日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。